

## 行政文書開示決定通知書

武 田 則 昭 様

京都地方法務局長 北 村 庄太郎

平成 2 3 年 1 月 4 日受付第 4 4 6 号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので、通知します。

### 記

1 開示する行政文書の名称  
不動産登記オンライン申請システム操作手引書（第 2. 5 版）

2 不開示とした部分とその理由

上記 1 の行政文書中、現に運用中のシステムに継承された機能に係る操作方法を説明している部分については、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 4 号及び第 6 号に該当し、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、京都地方裁判所又は行政事件訴訟法第 1 2 条第 4 項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から 6 か月以内に提起することができます（なお、判決の日から 1 年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 別添の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施の方法による開示の実施はできません。下表に記載された方法のうちから選択してください。

<希望された実施の方法> 電子情報処理組織を使用する方法

<実施できない理由> 開示請求に係る行政文書の容量が大きく、技術的に不可能

なため。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく 開示実施手数料の額
上記1(1) A4判文書 222枚	① 閲覧	100枚までごと につき100円	300円	100円
	② 複写機により複写(白黒)したものの交付	用紙1枚につき100円	2,220円	2,020円
	③ 複写機により複写(カラー)したものの交付	用紙1枚につき200円	4,440円	4,240円
	④ スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	2,320円	2,120円

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所  
 日時：平成23年2月4日から平成23年3月7日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の8時30分から17時15分まで（12時から13時を除く。）  
 場所：京都地方法務局総務課  
 住所 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）  
 日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに  
 発送予定  
 郵送料（見込額）：普通郵便（定形外） 1kgまで 580円

\* 担当課等 京都地方法務局総務課 TEL 075-231-0131 内線216

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封の「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧するなど）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧するなど）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「\* 担当課等」に記載した担当まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前（この「3日」には、行政機関の休日は含みません。）には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手）が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

（例） 150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない。）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」用紙をお送りしますので、担当まで御連絡ください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」の所定の位置に相当額の収入印紙をはって（消印しないで）納付してください。

### 3 決定に係る不服申立て等

この決定について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合には、決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合にはこの決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、処分の決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます。

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

### 4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

### 5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。